

Q5**成年後見人等の行為を監督する人はいますか？****A5**

成年後見人等に権利が濫用されることのないよう、本人や親族の請求や家庭裁判所の判断で成年後見人等の事務を監督したり、緊急の場合に、成年後見人等の代わりに本人の行為を代理したりすることができる人を選任することができます。なお、任意後見制度の場合は、任意後見人を監督する任意後見監督人を家庭裁判所が選任することが、制度開始の要件にもなっており、必ず任意後見監督人が選任されます。

Q6**成年後見人等が専門家の場合、報酬はどのくらいかかりますか？****A6**

通常1年に1回、成年後見人等からの申立てに基づき、家庭裁判所の審判により、本人の財産から報酬が支払われます。報酬の額は、成年後見人等が行った仕事の内容や期間、本人の財産の額や内容、その他の事情などを考慮して、家庭裁判所が決定します。

Q7**成年後見人等が死亡した場合はどうなるのですか？****A7**

法定後見制度の場合、成年後見人等が欠けたときは、家庭裁判所は、本人、親族、利害関係人の請求により、または職権で新たな成年後見人等を選任することになります。なお、任意後見制度の場合、任意後見人の死亡・破産により終了しますので、引き続き後見人が必要な場合には、法定後見制度の申立てが必要となります。

Q8**後見人や保佐人の支援が開始すると、本人ができなくなることはありますか？****A8**

後見人の支援が開始すると印鑑登録が抹消されます。また、医師、税理士等の資格、会社役員の地位を失います。
保佐人の支援が開始すると、医師、税理士等の資格、会社役員の地位を失います。

【成年後見制度等に関する関連機関】

東京家庭裁判所「後見センター」（音声案内）	03(3502)5454
千住公証役場	03(3882)1177
三井護土会「高齢者・障害者のための電話相談」	03(3581)9110
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部	03(3353)8191
社団法人東京社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ東京」	03(5944)8680

**社会福祉法人 足立区社会福祉協議会
成年後見制度推進機関**

専門電話 権利擁護センターあだち

03(5813)3551受付時間／午前8時半～午後5時15分
(土日・祝祭日はお休み)

〒120-0036
東京都足立区千住仲町19-3(千住庁舎2階)
電話：03(5813)3551
FAX：03(5813)3550
E-mail：kenri@adachi.syakyo.com
URL：<http://adachi.syakyo.com/service/kenri/>



北千住駅(西口)より徒歩10分

**成年後見制度の案内などの
足立区内の一般的な相談先一覧**

分野	相談窓口	電話番号
高齢者	25か所の地域包括支援センター（代表／基幹）	03(5681)3373
知的障がい者	虐待防止・権利擁護担当 中部援護係 千住援護係 東部援護係 西部援護係 北部援護係	03(3880)8011 03(3880)5882 03(3888)3146 03(3605)7520 03(3897)5034 03(5831)5799
		03(5681)0132
精神障がい者	中央本町地域・保健総合支援課 竹の塚保健センター 江北保健センター 千住保健センター 東部保健センター	03(3880)5351 03(3855)5082 03(3896)4004 03(3888)4277 03(3606)4171

大切な人を守る**成年後見制度****あなたを守る**

障がいにより
一人で大切な契約を
するのは不安…



将来、希望する
生活ができるか不安…

物忘れがでてきたら…



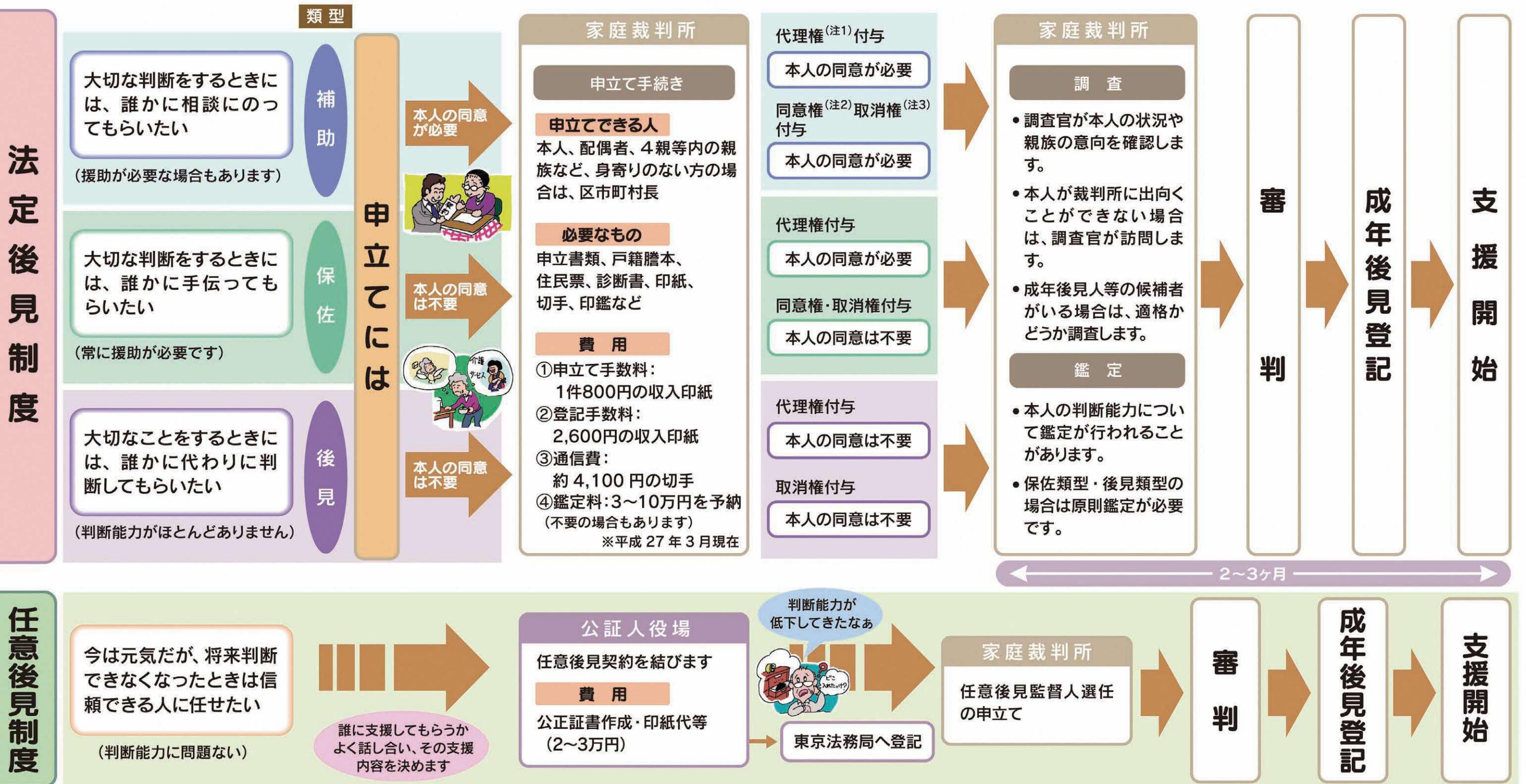
 足立区／足立区社会福祉協議会

成年後見制度 Q & A

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のことです。選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら本人に代わって手続きなどをすることで、財産を適正に管理します。

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。



Q1

申立てる類型(補助・保佐・後見)は、どのように決めればよいのですか?

まずは、かかりつけ医に成年後見用の定型診断書を作成してもらいましょう。作成をお願いする際には、本人が抱えている問題や生活状況を説明するといいでしょう。定型診断書には、類型を示すようになっていますので、原則、そこに示された類型で申立てることになります。

Q2

成年後見人等はどのようなことをしてくれますか?

本人の財産管理や本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら、介護保険や障がい福祉サービスの手配・契約・履行状況の確認、医療契約、入退院の手続き、施設入所契約などをします。これらの仕事を行うにあたって、成年後見人等は本人の意思を尊重しなければならないとされています。ただし、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

成年後見人等の業務ではないこと

- ・介護や家事援助などの事実行為
- ・入院・入所時の身元保証
- ・手術などの医療に関する同意
- ・養子縁組、認知、結婚、離婚などの身分行為
- ・遺言・臓器提供、延命治療など、本人自身の意思に基づくことが必要な行為
- ・葬祭、埋葬、家財の整理などの死後の手続き

Q3

成年後見人等にはどのような人が選ばれるのでしょうか?

成年後見人等の資格には法律上の制限はありません。法定後見制度では、個々の事案で最も適切な人を家庭裁判所が選任することになっています。本人の親族以外にも、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家が選任されることもあります。また、法人格を有する団体等を成年後見人等に選任することや複数の成年後見人等を選任することもあります。

Q4

成年後見人等候補者が必ず選任されますか?

成年後見人等候補者がそのまま選任されるとは限りません。家庭裁判所は、候補者がいる場合はその適否を判断します。特に、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな相違や紛争がある場合には、家庭裁判所に備えた専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の候補者リストの中から選任されることがあります。